東日本大震災被災者に係る
板橋区国民健康保険料減免の取扱いに関する要綱

（平成23年8月1日　区長決定）
（平成24年4月26日　一部改正）
（平成25年4月1日　一部改正）
（平成26年4月1日　一部改正）
（平成27年3月25日　一部改正）
（平成28年3月29日　一部改正）
（平成29年3月10日　一部改正）
（平成29年11月16日　一部改正）
（平成30年4月1日　一部改正）
（平成31年4月1日　一部改正）
（令和2年4月1日　一部改正）
（令和3年4月1日　一部改正）
（令和4年4月1日　一部改正）
（令和5年3月28日　一部改正）
（令和5年4月1日　一部改正）

（目的）

第1条　この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例（以下「条例」という。）第24条第1項第1号に規定する者の保険料の減免について、「東日本大震災に係る国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金の交付申請及び特別調整交付（補助）金の交付について（平成23年6月30日保国発0630第1号。以下「厚労省通知」という。）」に基づき、その運用の公正を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱における用語の定義は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）における用語の例による。

（保険料が減免となる被災国保被保険者と減免額）

第3条　この要綱による保険料の減免額は、厚労省通知の別紙1「東日本大震災による市町村保険者の国民健康保険料（税）の減免に対する特別交付金及び国民健康保険災害特例補助金の算定基準について（以下「算定基準」という。）」に基づき、次の各号に掲げる世帯について、当該各号に定める額とする。

（1）　東日本大震災（以下「大震災」という。）による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯　全部

（2）大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である世帯　全部

（3）大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯　別表第1で算出した保険料額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金

額を控除した額）が前年の事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ　前年の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の２第１項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であること。

ウ　減少すると見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

（４）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯又は同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯　全部

（５）大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯　当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、別表３に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額。この場合において、長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第２条第２号ハに該当する世帯）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

（６）大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者である被保険者以外の被保険者の行方が不明となった世帯　当該世帯の被保険者全員について算定した保険料と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額

（７）特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後１年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている世帯　全部

２　前項第３号イの規定に関わらず、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、前年所得金額に関わらず、対象保険料額の全額を免除する。

３　第１項第３号に該当する世帯で、国民健康保険法施行令第 29 条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当し、保険料の軽減措置の対象となる者については、同令による保険料の軽減を行うこととし、前項第３号による減免は行わない。ただし、給与収入に加え、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免の必要がある場合には、次の各号に従い第１項第３号による減免を行うものとする。

（１） 別表第１のＣの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料の軽減措置を適用した後の所得を用いるものとする。

（２） 別表第２の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いるものとする。

４　一の被災国保被保険者が第１項各号に定める事由に複数該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。

（減免の対象となる保険料）

第４条　減免の対象となる保険料は、帰還困難区域及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和４年の国民健康保険法施行令第 29 条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯をいう。以下同じ。）を除く旧避難指示区域等（平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域等をいう。以下同じ。）の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和４年度相当分の保険料額であって、令和６年３月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額とする。

２　減免の対象となる保険料は、令和５年度相当分の保険料であって、次の各号に該当する場合にあっては、当該各号に定める保険料の額とする。

（１）平成26年度までに避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の４つの区域等をいう。以下同じ。）の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和５年度相当分保険料額であって、令和６年３月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額の半額

（２）帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（前号の平成 26 年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域等を除く。）の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和５年度相当分の保険料額であって、令和６年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額

（３）令和４年度中に旧特定復興再生拠点区域の指定が解除された葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部、及び令和５年４月１日に特定復興再生拠点区域の指定が解除された富岡町の一部の上位所得層の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和５年度相当分の保険料額であって、令和６年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和５年４月分から９月分までに相当する月割算定額

３　前各項に規定する保険料のうち、次条による減免申請の日より７日後以前に納期が到来している保険料の納期限は、当該免除申請があった日から８日目以降の日に、条例第１８条の３による変更がされたものとみなす。

（保険料の減免の免除手続き）

第５条　保険料の減免を受けようとする世帯の世帯主は、国民健康保険料減額免除申請

書（東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）別記様式第16号（以下「減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定による申請を受け、第3条に定める要件に該当する場合には、国民健康保険料減額免除決定通知書（規則別記様式第17号）により、該当しない場合には、国民健康保険料減額免除非該当決定通知書（規則別記様式第18号）により、すみやかに申請者に通知するものとする。

（減免申請の添付書類等）

第6条　区長は、前条第１項の減免申請書のほか、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

（１）大震災により主たる生計維持者が死亡した場合　り災証明書又は被災証明書。ただし、り災証明書又は被災証明書に、主たる生計維持者の死亡の記載がない場合は、主たる生計維持の死亡診断書又は主たる生計維持者にかかる死体検案書又は死亡診断書に準じる医師による証明書

（２）大震災により主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合　医師の診断書

（３）大震災により主たる生計維持者の行方が不明である場合　警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

（４）大震災により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合　確定申告書の控え等、第３条第１項第３号に規定する事由が確認できるもの

（５）大震災により、主たる生計維持者が事業等を廃止した場合　廃業届等、公的に交付される書類であって、事実確認が可能なもの

（６）大震災により、生計維持者が失職した場合　雇用保険の受給資格者証など公的に発行される書類

（７）第3条第1項第4号及び第7号に該当する場合　住民票の写しなど退避指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの。ただし、板橋区において当該事実が確認できる場合を除く。

（８）大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合　り災証明書又は被災証明書。ただし、航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合並びに長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しないものとする。

（９）大震災により主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明である場合　警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

2　前項各号に掲げる書類の入手が困難である場合は、申請者による申立書をもって確認書類とみなすことができる。ただしこの場合において、当該事項に関わる親類、知人又は事業主等により当該事項を証明する申立書を徴するものとする。

（減免措置の取消し）

第７条　区長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免を受けたものがある場合には、当該決定を取り消すことができる。

２　区長は、前項による取消しを遅滞なく納付義務者に通知するとともに、減免により徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。
付則
１　この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
２　この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、本要綱第３条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
３　この要綱は、令和６年３月31日をもって廃止する。ただし、廃止日後に、平成23年度国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金交付要綱（平成23年6月30日厚生労働省発保0630第３号）による事務処理を行うにあたり、当該事務処理を行う範囲において、なお効力を有するものとする。
付則
１　この要綱は、区長決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
付則
１　この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成29年11月16日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
付則
１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
付則
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
付則
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
付則
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
付則
この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表第１

対象保険料額＝A×B÷C
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額 C：当該世帯の前年の合計所得金額

別表第２

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全　部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

別表第３

損害の程度	軽減又は免除の割合
全　　壊	全部
半壊・大規模半壊	2 分の１